付加年金					
対象者	対象者 第1号被保険者は、大臣に申出て、付加保険料(400円/月額)を納付する者となることができる				
	①第2号被保険者				
付加保険料	②第3号被保険者				
納付できない	③特例任意加入被保険者(任意加入被保険者は付加保険料を納付できる)				
者	④国年基金の加入員				
	⑤保険料の納付を免除されてる者				
支給要件	①付加保険料納付済期間を有すること				
	②老齢基礎年金の受給権を取得したこと				
年金額	200円に付加保険料納付済期間の月数を乗じて得た額 (200円×付加保険料納付済期間の月数)				
納期限	通常の保険料と一緒で翌月末日(<mark>前納</mark> したときは、 <mark>各月が経過</mark> したときに納付されたものとみなす)				
	・納期限までに納付しなかったときは、その納期限の日に付加保険料を納付する者でなくなる申出をしたものとみなす				
	・国年基金の加入員となったときは、加入員となった日に付加保険料を納付する者でなくなる申出をしたものとみなす				
繰上げ 繰下げ	繰上げの請求・繰下げの申出を行ったときは、老齢基礎年金と同様に繰上げ・繰下げられる ※ <mark>老齢基礎年金と同様の減額率・増額率が適用される</mark>				
支給停止	老齢基礎年金がその全額につき支給停止されてるときは、その間、支給停止される				
失権	受給権者が死亡したときは消滅する				
備考	・新法施行前(S61.4.1前)の付加保険料納付済期間は、第1号被保険者としての付加保険料納付済期間とみなされる				
	・付加保険料を納付する者は、いつでも、大臣に申出て、その申出をした月の前月以後の各月に係る保険料(すでに納付されたものを除く)につき、付加保険料を納付する者でなくなることができる				
	・農業者年金の被保険者は、すべて、付加保険料納付すべき者となる				

	寡婦年金	死亡一時金	脱退一時金
末尾	死亡した夫の妻に支給される	死亡した者の遺族に対し支給される	(短期在留外国人は)請求することができる
支給要件	①死亡日前日において死亡日の前月までの第1号被保険者として	①死亡日前日において死亡日の前月までの第1号被保険者としての期間に係る保険料納付済期間の月数+保険料4分の1免除期間の月数×3/4+保険料半額免除期間の月数×1/2+保険料4分の3免除期間の月数×1/4が36月以上である者が死亡したこと②死亡した者が、老齢基礎年金または障害基礎年金の支給を受けたことがないこと(遺族基礎年金はOK) ③死亡した者と生計を同じくしていた、配偶者・子・父母・孫・祖父	
備考	任意加入被保険者および旧法の国民年金被保険者は、第1号被 保険者とみなされる	任意加入被保険者、特例任意加入被保険者および旧法の国民年金被保険者は、第1号被保険者とみなされる	脱退一時金の支給を受けた者は、その額の計算の基礎となった 第1号被保険者としての被保険者であった期間は、被保険者でな かったものとみなされる
支給開始	①60歳以上の妻 → 夫の死亡した日の翌月から支給開始 ②60歳未満の妻 → 妻が60歳に達した日の翌月から支給開始	一時金で支給	一時金で支給
支給額	死亡日の前月までの第1号被保険者としての期間に係る死亡日前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、老齢基礎年金額の計算例によって計算した額の4分の3に相当する額	死亡日の前月までの第1号被保険者としての期間に係る死亡日前日における保険料納付済期間の月数+保険料4分の1免除期間の月数×3/4+保険料半額免除期間の月数×1/2+保険料4分の3免除期間の月数×1/4に応じて、次に揚げる額。 合算された月数 支給額 (最低) 36月以上180月未満 120,000円 (最高) 420月以上 320,000円	基準月の属する年度における保険料の額に2分の1を乗じて得た額に保険料納付済期間等の月数に応じて政令で定める数を乗じて得た額 本準月の属する年度における保険料の ま準月の属する年度における保険料の を映料納付済期間等度における保険料の を映料的ではて政令
付加保険料	死亡した夫が付加保険料を納めていたとしても、寡婦年金額の額 について加算はない	律 8,500円が加算される	_
失権 (寡婦) 支給されない (死亡) 請求できない (脱退)	失権事由(消滅する) ①65歳に達したとき ②死亡したとき ③死亡したとき ③婚姻したとき ④養子となったとき(直系血族又は直系姻族の養子を除く) ⑤繰上げ支給による老齢基礎年金の受給件を取得したとき	不支給事由(支給されない) ①死亡日において、遺族基礎年金を受けることができる者があるとき。ただし、死亡月に遺族基礎年金の受給権が消滅したときを除く ②死亡当時、胎児である子がある場合、胎児であった子が生まれた日に、その子または配偶者が遺族基礎年金を受けることができるとき。ただし、生まれた月に遺族基礎年金の受給権が消滅したときを除く	請求することができない ①日本国内に住所を有するとき ②障害基礎年金その他政令で定める給付の受給権を有したことがあるとき ③最後に被保険者資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していたときは、同日後初めて日本国内に住所を有しなくなった日)から起算して2年を経過しているとき
備考	・労基法の規定による遺族補償が行われるときは、死亡日から6年間、その支給が停止される	・死亡した者の子が、遺族基礎年金の受給権を取得した場合、生計を同じくするその子の父もしくは母がいることで、その遺族基礎年金が支給停止されるときは、死亡した者の配偶者に死亡一時金が支給される・死亡一時金を受けることができる者が、同一人の死亡により、寡婦年金を受けることができるときは、その者の選択により、どちらか一方が支給される	・「基準月」とは、請求の日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間、保険料4分の1免除期間、保険料半額免除期間、保険料4分の3免除期間のうち請求の日の前日までに当該期間の各月の保険料として納付された保険料に係る月のうち直近の月をいう